

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華工業株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

大気汚染防止法・水質汚濁防止法の一部を改正する法律が平成23年4月1日より施行されました。

《主な改正点》

【大気汚染防止法】

- 1) 測定対象の見直し及び測定・記録・保存の義務化
- 2) 記録改ざん等に対する罰則を創設
- 3) 地方自治体の改善命令等の発動対象範囲の拡大

【水質汚濁防止法】

- 1) 測定項目・頻度の見直し及び測定・記録・保存の義務化
- 2) 記録改ざん等に対する罰則を創設
- 3) 汚水等の排出事故対策に指定施設を追加

レポートのお問い合わせは、下記担当部署にお願いいたします。

富士本社	環境分析部	加藤雅士・城所 亨
	分析1課	中西正彦(大気担当)
	分析2課	池田博一(水質担当)
	営業部	望月久彰

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 大気汚濁防止法改正の概要

1) 測定対象の見直し及び測定・記録・保存の義務化

今回の改正により、測定対象が「排出基準または総量規制基準が定められたばい煙施設」において、測定・記録・保存を義務付けされました。

【ばい煙発生施設毎の測定項目と頻度】

ばい煙施設	測定項目	測定頻度
硫黄酸化物の排出量が10m ³ N/時以上	・硫黄酸化物の排出量	2ヶ月を超えない 作業期間毎に1回以上
排出ガス量が40,000m ³ /時以上	・ばいじんの濃度 (廃棄物焼却炉を除く)	2ヶ月を超えない 作業期間毎に1回以上
排出ガス量が40,000m ³ /時未満	・窒素酸化物	年2回以上
40,000m ³ /時未満で 排出ガス量が年間6ヶ月以上 継続して休止する場合	・有機物質の濃度 (窒素酸化物を除く、廃棄物焼却の塩化水素など)	年1回以上
ガス専燃のボイラー、ガスタービン及びガス機関	・ばいじんの濃度 (廃棄物焼却炉を除く)	5年に1回以上
燃料電池用改質器	・ばいじんの濃度 (廃棄物焼却炉を除く) ・窒素酸化物	
燃焼能力が4t/時以上	・ばいじんの濃度 (廃棄物焼却炉)	2ヶ月を超えない 作業期間毎に1回以上
燃焼能力が4t/時未満		年2回以上
燃焼能力が4t/時未満で年間6ヶ月		年1回以上

【測定記録の保存義務】

記録は、大気汚染防止法施行規則様式第7「ばい煙量等測定記録表」を使用し、3年間保存します。

なお、計量証明事業者が行う測定結果とその計量証明により、様式第7に記載すべき事項と同様の事項の証明がなされた場合、その証明書の記録をもって様式第7の記録に代えることができます。

2) 記録改ざん等に対する罰則を創設

測定を実施しなかった者、測定結果の記録をせず、虚偽の記録をし、または記録を保存しなかった者は30万円以下の罰金となります。

3) 地方自治体の改善命令等の発動対象範囲の拡大

都道府県知事が企業に対して改善命令等をより広く発動できるようになりました。

これにより、排出基準に適合しない「ばい煙」を継続して排出するおそれがあると認められた場合、都道府県知事は、その企業に対して処理方法の改善命令や、施設の一時停止を命じることができます。

2. 水質汚濁防止法改正の概要

1) 測定項目・頻度の見直し及び測定記録・保存の義務化

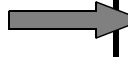
今回の改正により、排水等を排出する事業者に対して、測定・記録・保存義務の対象となる測定項目及び測定頻度の規定が設けられました。

【新たに規定された排水の測定項目・頻度等】

	改正前	改正後
項目	当該特定事業場の排水に係る排出基準に定められた項目	当該特定事業所の排水に係る排水基準に定められた項目のうち、排出口ごとに、水質汚濁防止法施行規則 様式第1（別紙4）「排水の汚染状態」欄に記載された有害物質及び生活環境項目（表-1参照）
頻度		年1回以上（※）
時期		測定しようとする排水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に行う

※旅館業（温泉を利用するものに限る。）に属する特定事業場からの排水の測定について、その特殊性から、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量の測定の回数については、3年を超えない排水の期間毎に1回以上となりました。

【表-1 水質汚濁防止法施行規則 様式第1（別紙4）】

別紙4		排水の汚染状態及び量			
工場又は事業所における施設番号		通常		最大	
排水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
			この欄に記載された有害物質及び生活環境項目について、測定を行うこととなります。		
排水の量（m ³ /日）		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考：排水の汚染状態の欄には、当該特定事業所の排水に係る排出基準に定められた事項について記載します。

【測定記録の保存義務】

記録は、「水質汚濁防止法施行規則様式第8」に加え、試料採取記録、結果計算表、測定野帳・チャート類等を使用し、3年間保存します。

なお、**計量証明事業者が行う測定結果とその計量証明により、様式第8に記載すべき事項と同様の事項の証明がなされた場合、その証明書の記録をもって様式第8の記録に代えることができます。**

2) 記録改ざん等に対する罰則を創設

測定を実施しなかった者、測定結果の記録をせず、虚偽の記録をし、または記録を保存しなかった者は30万円以下の罰金となります。

3) 汚水等の排出事故対策に指定施設を追加

従来の「特定施設」と「貯油施設」に加え、人の健康や生活環境に係わる被害が生じる恐れがある物質を取扱う「指定施設」が新たに指定されました。

指定施設とは有害物質を貯蔵・使用する施設又は**指定物質**(指定物質については、表－2参照)を製造・貯蔵・使用・処理する施設のことです。

	現 状	改 正 後
対象施設	・ 特定施設、貯油施設等	・ 特定施設、貯油施設等 ・ 指定施設 (※)
内容	施設設置者に事故時の措置などを義務付け ・ ただちに、排出及び浸透を防止するための応急の措置を講じる ・ 速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届出	

【表－2 指定物質一覧】

1	ホルムアルデヒド
2	ヒドラジン
3	ヒドロキシルアミン
4	過酸化水素
5	塩化水素
6	水酸化ナトリウム
7	アクリロニトリル
8	水酸化カリウム
9	塩化ビニルモノマー
10	アクリルアミド
11	アクリル酸
12	次亜塩素酸ナトリウム
13	二硫化炭素
14	酢酸エチル
15	メチルターシャリブチルエーテル(MTBE)
16	トランス-1,2-ジクロロエチレン
17	硫酸
18	ホスゲン
19	1,2-ジクロロプロパン
20	クロルスルホン酸
21	塩化チオニル
22	クロロホルム
23	硫酸ジメチル
24	クロロピクリン
25	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名ジクロロボス又はDDVP)
26	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト(別名オキシデプロホス又はESP)
27	1,4-ジオキサン
28	トルエン
29	エピクロロヒドリン
30	ステレン
31	キシレン
32	パラ-ジクロロベンゼン
33	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)
34	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)
35	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)
36	チオりん酸0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)
37	チオりん酸S-ベンジル-0,0-ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)
38	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)
39	チオりん酸0,0-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)
40	チオりん酸0,0-ジエチル-0-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)(別名イソキサチオン)
41	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル(別名クロロニトロフェン又はGNP)
42	チオりん酸0,0-ジエチル-0-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル(別名クロロピリホス)
43	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
44	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名アラニカルブ)
45	1,2,4,5,6,7,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン(別名クロルデン)
46	臭素
47	アルミニウム及びその化合物
48	ニッケル及びその化合物
49	モリブデン及びその化合物
50	アンチモン及びその化合物
51	塩素酸及びその塩
52	臭素酸及びその塩